

1. 件 名：京都大学臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認申請に関する
京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和3年12月3日(金) 14時00分～17時45分
(15時40分から17時15分は中断)
3. 場 所
(1) 原子力規制庁 10階南会議室
(2) 京都大学複合原子力科学研究所
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
(1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、荒川安全審査官、三好技術参与
技術基盤グループ システム安全研究部門
山本技術研究調査官
(2) 京都大学複合原子力科学研究所
教授 他3名
5. 議事要旨
(1) 原子力規制庁から、令和3年11月24日の第47回原子力規制委員会における議論を受け、令和3年11月10日付けで提出のあった補正における安全評価のうち、実験物の異常等による反応度の付加の事象に係る過剰反応度について、資料1を用いて、説明を求めた。
(2) 京都大学複合原子力科学研究所(以下、「京都大学」という。)から、資料2から資料4を用いて、実験物の異常等による反応度の付加の事象に係る過剰反応度について、説明があった。
(3) 原子力規制庁から、実験物の異常等による反応度の付加の事象に係る過剰反応度及び制御棒の反応度抑制効果の制限に対し、京都大学が当初申請時からの考え方を変更するに至った経緯及びその理由を、審査会合で説明するよう求めた。
(4) 京都大学から、了解した旨の回答があった。
6. 配付資料
資料1：京大KUCAヒアリング資料に対する質問リスト
資料2：京大KUCAヒアリング資料1 設置変更承認申請について(実験物の異常等による反応度の付加)
資料3：京大KUCAヒアリング資料2
資料4：まとめ資料【燃料について・実験物の異常等による反応度の付加】